

## ファミリー保障保険



### 制度リニューアル

これまで

ファミリー保障保険

国交省の運輸部門職員を対象

グループ保険制度

気象庁職員を対象

2025年8月1日

より二制度が  
統合となります

ファミリー保障保険

保険料のスケールメリットが拡大  
します!

#### ⚠ 既加入者へのご連絡

##### ● 申込書の提出をお願いいたします

2つの制度（ファミリー保障保険・グループ保険制度）の「グループ保険」で、コースの統廃合を行います。原則、統合後の新しいコースに移行を検討いただく必要があります

##### ● 新規加入の取り扱いが停止となります

グループ保険制度の「新・3大疾病保険」「80歳継続コース」は、既加入者の継続加入の取り扱いのみとなります

制度内容の詳細はこちら

電子版パンフレット



申込締切日

2025年4月30日(水)

運輸振興協会必着

責任開始期  
(加入日)

2025年8月1日(金)

グループ保険  
新・医療保険(生保部分)  
新・医療保険オプション(損保部分)

2025年9月1日(月)

新・3大疾病保険  
3大疾病保険  
80歳継続コース

加入手続き等に関するお問い合わせ先

0120-079-907

明治安田生命保険相互会社公法人第一部法人営業第四部  
照会受付期間：2025年3月10日～2025年4月30日  
月～金 9：00～17：00（土日祝日を除く）

受付期間終了後 **03-6259-0030**

※【契約概要】【注意喚起情報】はP29～P33に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

保険契約者：一般財団法人 運輸振興協会

保険金・給付金のご請求窓口 **03-3221-8434**

ファミリー保障保険  
国文省の運輸部門職員を対象

グループ保険制度  
気象庁職員を対象

2025年8月1日より  
二制度が統合となります

# ファミリー保障保険

## ポイント①

- 二制度の「グループ保険」が統合となります。**
- ①性別・年齢に応じた保険料率に改定となります。
  - ②二制度の統合により、スケールメリットが発揮されやすくなり制度の安定化につながります。
  - ③加入コースを整理して、わかりやすい制度設計となります。
  - ④(運輸部門の方)「グループ保険」B型ご加入の方は、医療保障部分が分離して、別の保険となります。※メディカル・サポート

上記に伴い、コースの変更が一部ございます。  
申込用紙の内容を確認いただき、ご提出をお願いいたします。

## ポイント②

### 制度の仕組み



**グループ保険、新・医療保険 入院のみプラン(生保部分)**は、毎年8月1日～翌年7月31日の1年間でご加入者がお金を出し合っ、万(死亡・高度障害)や入院の場合、出し合ったお金から保険金・給付金を支払う助け合いの制度です。1年間で収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

### 配当金の還付により、実質負担が軽減されます

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。

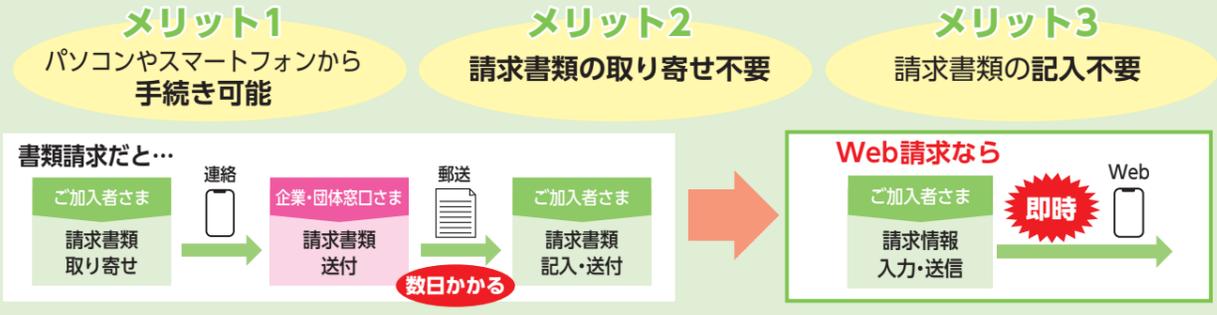
※期間途中における退職等による脱退の場合は配当金はありません。  
※配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。  
※新・医療保険 オプション(損保部分)、80歳継続コース、新・3大疾病保険には配当金はありません。

## 重要

今年度は、「グループ保険」に大幅な制度改定があります。  
**制度改定に伴い、必ず既加入者全員の方から申込書のご提出が必要**となりますので、ご注意ください。

# 1 みんなのMYポータルについて

みんなのMYポータルを使って入院給付金の**Web請求が出来るようになりました!**  
※制度によってはWeb請求が出来ない場合もあります。



ご加入の方は、みんなのMYポータルのID登録をお願いします!

## みんなのMYポータルの登録方法

### 1.アプリのインストール

アプリストアから「みんなのMYポータル」を検索し、配布元が「明治安田」であることを確認しインストールしてください

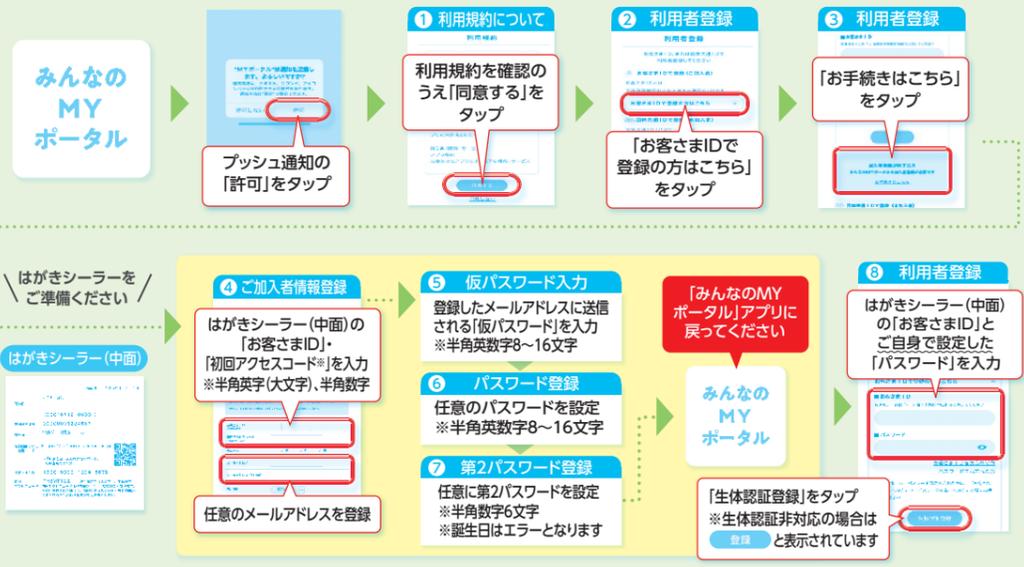
iOSの場合

Androidの場合

**令和4年度アプリが導入され、生体認証が可能です!**

### 2.アプリの起動と初回登録

インストール後、「みんなのMYポータル」アプリのアイコンをタップし、初回利用者登録をしてください



Web請求の他にも **■配当金のお知らせ ■加入内容の確認 ■パンフレットの閲覧**などもみんなのMYポータルでご覧いただけます。ぜひチェックしてみてください!!

新規登録・操作方法で  
お困りの方は **0120-565-609** (みんなのMYポータルサポートセンター)  
平日9:00～18:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)

※音声ガイダンスで案内される番号は「02」を選択してください  
※アプリ機能のお問い合わせについては団体窓口または、アプリ内の利用ガイド内「お問い合わせ」に記載の「照会窓口」に連絡してください

## 2 制度全体イメージ図(ファミリー保障保険制度一覧)

制度名	保障内容	加入対象者	配当金	満了後制度
<b>グループ保険</b> 	万一(死亡・高度障害)のときの生活維持資金	本人 配偶者 子ども	※1 <b>有</b>	リレー定期保険・ 一時払退職者傷害保険
<b>新・医療保険 入院のみプラン (生保部分)</b> 	入院費の補完 (継続して2日以上入院を保障)	本人 配偶者 子ども  グループ 保険に ご加入の方	※1 <b>有</b>	退職後終身医療保険
<b>新・医療保険 オプション</b> 	入院・手術・介護費等の補てん	本人 配偶者  入院のみ プランに ご加入の方	<b>無</b>	-
<b>80歳継続コース</b> 	万一(死亡・高度障害)のときの生活維持資金 保険料率は80歳まで変わりません	既加入者専用コース		80歳満了
<b>新・3大疾病保険</b> 	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき の診療費の補完※2	既加入者専用コース		70歳満了

※1 1年ごとに収支計算をして剰余金が生じた場合、配当金として還付されます。  
 ※2 新・3大疾病保険の特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

## 3 退職後の取扱いについて

退職後は以下の通り、「グループ保険」は70歳まで、「新・医療保険」「新・3大疾病保険」は69歳まで**団体扱い**のまま現職と同じ保険料率でご継続いただけます。

### 各制度のイメージ図



新規加入・増額の取扱いはできません

※注1 グループ保険、新・医療保険の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
 ※注2 80歳継続コース、新・3大疾病保険・リレー定期保険の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

\*年齢は保険年齢です。  
 \*記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただきます。  
 \*詳細は別途配布の正規パンフレットをご参照願います。  
 \*当ページ記載の新・医療保険は入院のみプラン(生保部分)を指しています。

### 満了後の制度の変更点について

**団体扱い満了後は以下の通り個人扱いの制度をご案内いたします。**

- 「グループ保険」を70歳までご継続いただいた方は、個人扱い「リレー定期保険・一時払退職者傷害保険」に加入できます(対象となる年の6月頃に資料を自宅宛に送付いたします)
- 「新・医療保険」を69歳までご継続いただいた方は、個人扱い「退職後終身医療保険」に移行(加入)できます(対象となる年の7月頃に資料を自宅宛に送付いたします)

※個人扱いの制度詳細については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社)の担当者までお問い合わせください。

# グループ保険

(年金払特約付子ども特約付団体定期保険【生命保険】)

加入対象区分

本人 配偶者 子ども

## 意向確認【ご加入前のご確認】

グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式にてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。

▶加入対象区分：本人・配偶者・子ども

## 保障内容と月額掛金

お手頃な掛金で大きな保障に入れます!!

### ●本人 死亡・高度障害のとき

申込コース	年齢	18~35歳 (H2.2.2~H20.2.1)	36~40歳 (S60.2.2~H2.2.1)	41~45歳 (S55.2.2~S60.2.1)	46~50歳 (S50.2.2~S55.2.1)	51~55歳 (S45.2.2~S50.2.1)	56~60歳 (S40.2.2~S45.2.1)	61~65歳 (S35.2.2~S40.2.1)	66~70歳 (S30.2.2~S35.2.1)
L	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	3,000万円							
	月額掛金	男性 2,880円 女性 2,040円	男性 3,540円 女性 3,060円	男性 4,770円 女性 3,750円	男性 6,930円 女性 5,310円	男性 10,380円 女性 7,350円	男性 15,120円 女性 9,390円	男性 22,980円 女性 12,360円	男性 33,930円 女性 16,560円
M	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	2,500万円							
	月額掛金	男性 2,450円 女性 1,750円	男性 3,000円 女性 2,600円	男性 4,025円 女性 3,175円	男性 5,825円 女性 4,475円	男性 8,700円 女性 6,175円	男性 12,650円 女性 7,875円	男性 19,200円 女性 10,350円	男性 28,325円 女性 13,850円
N	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	2,000万円							
	月額掛金	男性 2,020円 女性 1,460円	男性 2,460円 女性 2,140円	男性 3,280円 女性 2,600円	男性 4,720円 女性 3,640円	男性 7,020円 女性 5,000円	男性 10,180円 女性 6,360円	男性 15,420円 女性 8,340円	男性 22,720円 女性 11,140円
O	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	1,500万円							
	月額掛金	男性 1,590円 女性 1,170円	男性 1,920円 女性 1,680円	男性 2,535円 女性 2,025円	男性 3,615円 女性 2,805円	男性 5,340円 女性 3,825円	男性 7,710円 女性 4,845円	男性 11,640円 女性 6,330円	男性 17,115円 女性 8,430円
G	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	1,000万円							
	月額掛金	男性 1,160円 女性 880円	男性 1,380円 女性 1,220円	男性 1,790円 女性 1,450円	男性 2,510円 女性 1,970円	男性 3,660円 女性 2,650円	男性 5,240円 女性 3,330円	男性 7,860円 女性 4,320円	男性 11,510円 女性 5,720円
E	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	700万円							
	月額掛金	男性 902円 女性 706円	男性 1,056円 女性 944円	男性 1,343円 女性 1,105円	男性 1,847円 女性 1,469円	男性 2,652円 女性 1,945円	男性 3,758円 女性 2,421円	男性 5,592円 女性 3,114円	男性 8,147円 女性 4,094円
P	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	500万円							
	月額掛金	男性 730円 女性 590円	男性 840円 女性 760円	男性 1,045円 女性 875円	男性 1,405円 女性 1,135円	男性 1,980円 女性 1,475円	男性 2,770円 女性 1,815円	男性 4,080円 女性 2,310円	男性 5,905円 女性 3,010円
Q	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	300万円							
	月額掛金	男性 558円 女性 474円	男性 624円 女性 576円	男性 747円 女性 645円	男性 963円 女性 801円	男性 1,308円 女性 1,005円	男性 1,782円 女性 1,209円	男性 2,568円 女性 1,506円	男性 3,663円 女性 1,926円

現在「グループ保険」に加入している方で、上記の記載コースに加入していない方については7ページに別途コースをご案内しておりますので、ご覧ください。

## 制度の必要性

万一の場合に残された家族の生活費は?



## 受取イメージ

●Lコース加入(35歳)の場合

平均年金月額  
約13.6万円

×20年間

年金受取総額  
約3,284万円  
年金原資  
3,000万円

## 月額掛金(概算)

男性：2,880円 女性：2,040円

## 特長

- スケールメリットにより**お手頃な掛金**で大きな保障が得られます。
- 1年更新のため、**毎年保障内容が見直せます。**
- 1年経過後収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は、**配当金**としてお支払いします。

## ●配偶者

コース	死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金] (年金原資)	性別	18~35歳 (H2.2.2~H19.8.1)	36~40歳 (S60.2.2~H2.2.1)	41~45歳 (S55.2.2~S60.2.1)	46~50歳 (S50.2.2~S55.2.1)	51~55歳 (S45.2.2~S50.2.1)	56~60歳 (S40.2.2~S45.2.1)	61~65歳 (S35.2.2~S40.2.1)	66~70歳 (S30.2.2~S35.2.1)
3,000	3,000万円	男性	2,880円	3,540円	4,770円	6,930円	10,380円	15,120円	22,980円	33,930円
		女性	2,040円	3,060円	3,750円	5,310円	7,350円	9,390円	12,360円	16,560円
2,000	2,000万円	男性	2,020円	2,460円	3,280円	4,720円	7,020円	10,180円	15,420円	22,720円
		女性	1,460円	2,140円	2,600円	3,640円	5,000円	6,360円	8,340円	11,140円
1,500	1,500万円	男性	1,590円	1,920円	2,535円	3,615円	5,340円	7,710円	11,640円	17,115円
		女性	1,170円	1,680円	2,025円	2,805円	3,825円	4,845円	6,330円	8,430円
1,000	1,000万円	男性	1,160円	1,380円	1,790円	2,510円	3,660円	5,240円	7,860円	11,510円
		女性	880円	1,220円	1,450円	1,970円	2,650円	3,330円	4,320円	5,720円
700	700万円	男性	902円	1,056円	1,343円	1,847円	2,652円	3,758円	5,592円	8,147円
		女性	706円	944円	1,105円	1,469円	1,945円	2,421円	3,114円	4,094円
500	500万円	男性	730円	840円	1,045円	1,405円	1,980円	2,770円	4,080円	5,905円
		女性	590円	760円	875円	1,135円	1,475円	1,815円	2,310円	3,010円
300	300万円	男性	558円	624円	747円	963円	1,308円	1,782円	2,568円	3,663円
		女性	474円	576円	645円	801円	1,005円	1,209円	1,506円	1,926円

## ▲【ご注意】

- ①気象庁「グループ保険」で、**2,800万円・2,400万円・2,100万円・1,700万円・1,400万円コース**にご加入の方(配偶者)は、上表のいずれかのコースにご加入いただく必要があります。
- ②ファミリー保障保険「グループ保険」で、**100万円コース**にご加入の方(配偶者)、気象庁「グループ保険」で、**400万円・800万円コース**にご加入の方(配偶者)は、引き続き同コースに継続加入可能です。

## ●子ども

300	300万円	1人一律210円(3歳~22歳まで)(平成15年2月2日生まれ~令和5年2月1日生まれ)
100	100万円	1人一律70円(3歳~22歳まで)(平成15年2月2日生まれ~令和5年2月1日生まれ)

▲【ご注意】・気象庁「グループ保険」で、**400万円コース**にご加入の方(子ども)は、引き続き同コースに継続加入可能です。

## 【ご注意】

- 当制度の月額掛金には300円(本人・配偶者)の制度運営費が含まれております。
- 本制度は、主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約・子ども特約)をセットにしたものです。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は掛金負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 子どもの死亡・高度障害保険金は一時金でのお支払いとなります。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例)保険年齢40歳=令和7年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合には初回に遡って精算いたします。
- 同一コースで継続の場合、この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

## 加入資格

新規加入・増額時にご確認ください。

- 本人** 一般財団法人運輸振興協会の一般会員\*で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満70歳6ヵ月まで)  
\*国土交通省の運輸部門および気象部門に属する者
- 配偶者** 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年8月1日現在満18歳以上、満70歳6ヵ月までの方
- 子ども** 本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年8月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

告知内容	本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日) 現在、病気がやがてで退職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者・子ども	【現在の健康状態】 申込日(告知日) 現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者・子ども共通	【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日) より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病	

\*告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

# 〈既加入者専用〉グループ保険

(年金払特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】)

下記コースは既加入者専用コースとなり、新規での加入は取扱いしていません。  
5、6ページに記載のいずれかのコースに変更を検討いただきますようお願いいたします。

## 保障内容と月額掛金

申込コース	年齢	※万一のとき(死亡・高度障害)に保険金を年金形式としても受け取れます。 ※年金原資とは、死亡・高度障害時に保険金を一時金で受取った場合の額です。								
		18~35歳 (H2.2.2~H20.2.1)	36~40歳 (S60.2.2~H2.2.1)	41~45歳 (S55.2.2~S60.2.1)	46~50歳 (S50.2.2~S55.2.1)	51~55歳 (S45.2.2~S50.2.1)	56~60歳 (S40.2.2~S45.2.1)	61~65歳 (S35.2.2~S40.2.1)	66~70歳 (S30.2.2~S35.2.1)	
I	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	4,000万円						2,800万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 3,740円 女性 2,620円	4,620円 3,980円	6,260円 4,900円	9,140円 6,980円	13,740円 9,700円	14,132円 8,784円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
S	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	3,500万円						2,800万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 3,310円 女性 2,330円	4,080円 3,520円	5,515円 4,325円	8,035円 6,145円	12,060円 8,525円	14,132円 8,784円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
J	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	3,000万円						2,800万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 2,880円 女性 2,040円	3,540円 3,060円	4,770円 3,750円	6,930円 5,310円	10,380円 7,350円	14,132円 8,784円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
B	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	2,800万円						2,800万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 2,708円 女性 1,924円	3,324円 2,876円	4,472円 3,520円	6,488円 4,976円	9,708円 6,880円	14,132円 8,784円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
F	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	2,400万円						2,800万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 2,364円 女性 1,692円	2,892円 2,508円	3,876円 3,060円	5,604円 4,308円	8,364円 5,940円	12,156円 7,572円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
C	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	2,100万円						2,800万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 2,106円 女性 1,518円	2,568円 2,232円	3,429円 2,715円	4,941円 3,807円	7,356円 5,235円	10,674円 6,663円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
K	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	1,700万円						2,800万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 1,762円 女性 1,286円	2,136円 1,864円	2,833円 2,255円	4,057円 3,139円	6,012円 4,295円	8,698円 5,451円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
D	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	1,400万円						2,800万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 1,504円 女性 1,112円	1,812円 1,588円	2,386円 1,910円	3,394円 2,638円	5,004円 3,590円	7,216円 4,542円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
A	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	1,400万円						3,500万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 1,095円 女性 1,095円	1,095円 1,095円	1,095円 1,095円	1,095円 1,095円	1,095円 1,095円	1,095円 1,095円	10,884円 5,928円	15,994円 7,888円	
H	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	400万円						3,500万円	1,400万円	
	月額掛金	男性 3,324円 女性 1,908円	4,784円 2,468円							
R	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	100万円								
	月額掛金	男性 386円 女性 358円	408円 392円	449円 415円	521円 467円	636円 535円	794円 603円	1,056円 702円	1,421円 842円	

## 配偶者

コース	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金) (年金原資)	性別	18~35歳 (H2.2.2~H19.8.1)	36~40歳 (S60.2.2~H2.2.1)	41~45歳 (S55.2.2~S60.2.1)	46~50歳 (S50.2.2~S55.2.1)	51~55歳 (S45.2.2~S50.2.1)	56~60歳 (S40.2.2~S45.2.1)	61~65歳 (S35.2.2~S40.2.1)	66~70歳 (S30.2.2~S35.2.1)
800	800万円	男性 988円 女性 764円	1,164円 1,036円	1,492円 1,220円	2,068円 1,636円	2,988円 2,180円	4,252円 2,724円	6,348円 3,516円	9,268円 4,636円	
400	400万円	男性 644円 女性 532円	732円 668円	896円 760円	1,184円 968円	1,644円 1,240円	2,276円 1,512円	3,324円 1,908円	4,784円 2,468円	
100	100万円	男性 386円 女性 358円	408円 392円	449円 415円	521円 467円	636円 535円	794円 603円	1,056円 702円	1,421円 842円	

## こども

400	400万円	1人一律280円(3歳~22歳まで) (平成15年2月2日生まれ~令和5年2月1日生まれ)
-----	-------	---

・当制度の月額掛金には300円(本人・配偶者)の制度運営費が含まれております。  
 ・本制度は、主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約・こども特約)をセットにしたものです。  
 ・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。  
 ・配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。  
 ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。  
 ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は掛金負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。  
 ・こどもの死亡・高度障害保険金は一時金でのお支払いとなります。  
 ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和7年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
 ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
 ・記載の掛金は概算であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合には初回に遡って精算いたします。  
 ・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P22

# 〈退職者用〉グループ保険

(年金払特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】)

既加入者専用コースです。新規での加入は取扱いしていません

## 保障内容と月額掛金

### 本人

死亡・高度障害のとき ※万一のとき(死亡・高度障害)に保険金を年金形式としても受け取れます。  
※年金原資とは、死亡・高度障害時に保険金を一時金で受取った場合の額です。

死亡・高度障害 保険金 (年金原資)	性別	月額掛金(概算)				
		46~50歳 (S50.2.2~S55.2.1)	51~55歳 (S45.2.2~S50.2.1)	56~60歳 (S40.2.2~S45.2.1)	61~65歳 (S35.2.2~S40.2.1)	66~70歳 (S30.2.2~S35.2.1)
600万円	男性	1,626円	2,316円	3,264円	4,836円	7,026円
	女性	1,302円	1,710円	2,118円	2,712円	3,552円
400万円	男性	1,184円	1,644円	2,276円	3,324円	4,784円
	女性	968円	1,240円	1,512円	1,908円	2,468円
300万円	男性	963円	1,308円	1,782円	2,568円	3,663円
	女性	801円	1,005円	1,209円	1,506円	1,926円

### 配偶者

死亡・高度障害のとき ※万一のとき(死亡・高度障害)に保険金を年金形式としても受け取れます。  
※年金原資とは、死亡・高度障害時に保険金を一時金で受取った場合の額です。

死亡・高度障害 保険金 (年金原資)	性別	月額掛金(概算)				
		46~50歳 (S50.2.2~S55.2.1)	51~55歳 (S45.2.2~S50.2.1)	56~60歳 (S40.2.2~S45.2.1)	61~65歳 (S35.2.2~S40.2.1)	66~70歳 (S30.2.2~S35.2.1)
300万円	男性	963円	1,308円	1,782円	2,568円	3,663円
	女性	801円	1,005円	1,209円	1,506円	1,926円
100万円	男性	521円	636円	794円	1,056円	1,421円
	女性	467円	535円	603円	702円	842円

※継続加入の保険金額は退職時の保険金額の範囲内での申込となります。また新規加入・増額はできません。

### 【ご注意】

- ・当制度の月額掛金には300円(本人・配偶者)の制度運営費が含まれております。
- ・本制度は、主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約・こども特約)をセットにしたものです。
- ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和7年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は概算であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合には初回に遡って精算いたします。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P22

# 2 新・医療保険 入院のみプラン (生保部分)

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険 (団体型) 【生命保険】)

加入対象区分  
 本人 配偶者 子ども

**意向確認 [ご加入前のご確認]** 新・医療保険 入院のみプラン(生保部分)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

▶ 加入対象：本人・配偶者・子ども

入院のみ  
プラン  
(生保部分)

**特長**

- 病気やケガによる**継続して2日以上**の入院からお支払いします。

## 保障内容

加入対象区分	入院給付金 (病気やケガで継続して2日以上入院のとき)	死亡保険金 (死亡したとき)
本人 配偶者	日額 <b>3,000</b> 円	<b>10</b> 万円
	日額 <b>5,000</b> 円	
	日額 <b>8,000</b> 円	
子ども	日額 <b>3,000</b> 円	

●入院時等に必要となる費用のイメージ  
 「医療費」だけでなく、「医療費」以外にも必要となる費用があります

入院時の主な自己負担	金額
差額ベッド代 (1人部屋の場合)	<b>8,437</b> 円
※令和6年厚生労働省「中央社会保険医療協議会591回」主な選定医療に係る報告状況	
食事代 1食あたり490円×3食	<b>1,470</b> 円
日用品の購入・TV使用料等の雑費	
「医療費」の自己負担	入院費用の3割の自己負担分

入院1日目から発生する自己負担に備えて  
必要な保障を確保できます

## 月額概算掛金

加入対象区分	年齢 (R7.8.1現在の保険年齢)	入院給付金		
		日額3,000円	日額5,000円	日額8,000円
本人 配偶者	18歳～20歳	776 円	1,268 円	2,006 円
	21歳～25歳	952	1,566	2,487
	26歳～30歳	1,075	1,771	2,815
	31歳～35歳	1,115	1,837	2,920
	36歳～40歳	1,134	1,866	2,964
	41歳～45歳	1,264	2,078	3,299
	46歳～50歳	1,481	2,433	3,861
	51歳～55歳	1,893	3,107	4,928
	56歳～60歳	2,475	4,051	6,415
子ども	3歳～22歳	784	1,290	—

●本制度に加入するには「グループ保険」へ加入することが条件です。  
 ●入院のみプランは、入院のみの保障であり手術給付についてはオプション (損保部分) にご加入ください。  
 ●病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。  
 ●入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。  
 ●配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。  
 ●子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。  
 ●本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。  
 ●掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。  
 ●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝令和7年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
 ●更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
 ●記載の掛金は、加入者数100名～299名の場合の掛金です。したがって、実際の加入者数が異なれば記載の掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用します。  
 ●本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者 (本人) です。  
 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。  
 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

# 新・医療保険 オプション (損保部分)

(医療保険 【損害保険】)

加入対象  
 本人 配偶者

**意向確認 [ご加入前のご確認]** 新・医療保険 オプション(損保部分)は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
- 三大疾病、所定の生活習慣病による入院・手術の場合、入院のみプラン(生保部分)に上乗せして保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

▶ 加入対象：本人・配偶者 ●新・医療保険入院のみプラン (生保部分) と新・医療保険オプション (損保部分) ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。  
 ●それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレット9～10、23～25、28ページをご参照ください。

オプション  
(損保部分)

**特長**

- 入院から手術・介護の給付まで幅広く補償します。

## 補償内容

入院保険金日額・手術基準日額: 8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額: 100万円

事例 (保険金)	お支払い金額		
	日額3,000円 (M3コース)	日額5,000円 (M5コース)	日額8,000円 (M8コース)
<b>入院</b> 七大疾病により入院をしたとき (三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金)	入院1日あたり 3,000円	入院1日あたり 5,000円	入院1日あたり 8,000円
<b>手術</b> 疾病・傷害により所定の手術を受けたとき (疾病・傷害手術保険金)	手術の種類に応じて1回あたり 3・6・12万円	手術の種類に応じて1回あたり 5・10・20万円	手術の種類に応じて1回あたり 8・16・32万円
<b>手術</b> 七大疾病により所定の手術を受けたとき (疾病手術保険金+三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金)	手術の種類に応じて1回あたり 6・12・24万円	手術の種類に応じて1回あたり 10・20・40万円	手術の種類に応じて1回あたり 16・32・64万円
<b>介護</b> 所定の要介護状態になったとき (介護保険金)	100万円 (1回限度)	100万円 (1回限度)	100万円 (1回限度)

○「七大疾病」とは、「三大疾病」+「所定の生活習慣病」を指します。  
 ○「三大疾病」とは、「がん (上皮内がんを含みます)」、急性心筋梗塞、脳卒中、「所定の生活習慣病」とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。

## 月額概算掛金

(注意) 入院のみプラン(生保部分)とセットで同日額にてご加入ください。

区分	年齢 (R7.8.1現在の保険年齢)	入院保険金		
		日額3,000円 (M3コース)	日額5,000円 (M5コース)	日額8,000円 (M8コース)
本人 配偶者	18歳～20歳	330 円	540 円	860 円
	21歳～25歳	350	570	890
	26歳～30歳	380	640	990
	31歳～35歳	410	660	1,050
	36歳～40歳	420	680	1,080
	41歳～45歳	450	730	1,140
	46歳～50歳	530	860	1,360
	51歳～55歳	850	1,370	2,140
	56歳～60歳	1,290	2,040	3,160
	61歳～65歳	1,980	3,100	4,750
	66歳～69歳	2,960	4,500	6,770

●オプション (損保部分) のみのご加入はできません。入院のみプラン (生保部分) と同日額にてご加入ください。  
 ●配偶者だけの加入はできません。  
 ●子どもは加入できません。  
 ●糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき124日、通算して700日を限度とします。  
 ●三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。  
 ●手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。  
 ●介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。  
 ●本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体 (ご契約者) との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。  
 【お取り扱いできない事項の例】  
 ・保険期間中のコース変更 (保険金額の増額・減額等) ・保険期間の変更 ・掛金の払込方法の変更 など  
 ●本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。  
 ●オプション (損保部分) には配当金はありません。  
 ●保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険 (株) へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。  
 ●掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。  
 ●掛金はご登録いただいた口座より自動引当りいたします。(初回は8月分から)  
 ●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳＝令和7年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで  
 ●記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

この医療保険契約には下記の特約がセットされています。  
 三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

# 新・医療保険 入院のみプラン(生保部分) オプション(損保部分)

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】、医療保険【損害保険】)

▶ 加入対象区分：本人・配偶者・子ども

## 新・医療保険 入院のみプラン(生保部分) 加入資格

### 加入資格

新規加入・増額時にご確認ください。

- 本人** グループ保険にご加入の一般財団法人運輸振興協会の一般会員※で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続は満69歳6ヵ月まで)  
※国土交通省の運輸部門および気象部門に属する者
- 配偶者** 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年8月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続は満69歳6ヵ月まで)
- 子ども** 本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和7年8月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

告知内容	本人
	【現在の就業状態】
	申込日(告知日) 現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
	(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者・子ども
	【現在の健康状態】
	申込日(告知日) 現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
	(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
	②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者・子ども共通
【過去3ヵ月以内の健康状態】	
申込日(告知日) より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられています。	
(注) 検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
【過去2年以内の健康状態】	
申込日(告知日) より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。	
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。	
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
④「治療」には、指示・指導を含みます。	

\*告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

▶ 加入対象：本人・配偶者

## 新・医療保険 オプション(損保部分) 加入資格

### 加入資格

新規加入・増額時にご確認ください。

- 本人** 新・医療保険 入院のみプラン(生保部分)に加入している(今回加入する場合を含みます。)一般会員で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年8月1日現在満17歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方(継続は満69歳6ヵ月まで)
- 配偶者** 新・医療保険 入院のみプラン(生保部分)に加入している(今回加入する場合を含みます。)本人の配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年8月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続は満69歳6ヵ月まで)

告知内容	本人
	【現在の就業状態】
	申込日(告知日) 現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
	(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者
	【現在の健康状態】
	申込日(告知日) 現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
	(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
	②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者共通
【過去3ヵ月以内の健康状態】	
申込日(告知日) より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられています。	
(注) 検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
【過去2年以内の健康状態】	
申込日(告知日) より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。	
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。	
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
④「治療」には、指示・指導を含みます。	

\*告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

# <既加入者専用>新・医療保険

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】、医療保険【損害保険】)

## ① 新・医療保険 入院のみプラン(生保部分)

### 保障内容

加入対象区分	入院給付金 (病気やケガで継続して2日以上入院のとき)	死亡保険金 (死亡したとき)
本人 配偶者	日額 <b>2,000</b> 円	<b>10</b> 万円
	日額 <b>4,000</b> 円	
	日額 <b>10,000</b> 円	

### 月額概算掛金

加入対象区分	年齢 (R7.8.1現在の保険年齢)	入院給付金		
		日額 <b>2,000</b> 円	日額 <b>4,000</b> 円	日額 <b>10,000</b> 円
本人 配偶者	18歳~20歳	530円	1,022円	2,498円
	21歳~25歳	645	1,259	3,101
	26歳~30歳	727	1,423	3,511
	31歳~35歳	754	1,476	3,642
	36歳~40歳	768	1,500	3,696
	41歳~45歳	857	1,671	4,113
	46歳~50歳	1,005	1,957	4,813
	51歳~55歳	1,286	2,500	6,142
	56歳~60歳	1,687	3,263	7,991
子ども	61歳~65歳	2,330	4,490	10,970
	66歳~69歳	3,313	6,361	15,505

- 本制度に加入するには「グループ保険」へ加入することが条件です。
- 入院のみプランは、入院のみの保障であり手術給付についてはオプション(損保部分)にご加入ください。
- 病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
- 入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
- 配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は、加入者数100名~299名の場合の掛金です。したがって、実際の加入者数が異なれば記載の掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用します。
- 本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## ② 新・医療保険 オプション(損保部分)

### 補償内容

入院保険金日額・手術基準日額：10,000円・4,000円・2,000円、介護保険金額：100万円

	事例<保険金>	お支払い金額		
		日額 <b>2,000</b> 円(M2コース)	日額 <b>4,000</b> 円(M4コース)	日額 <b>10,000</b> 円(M1コース)
入院	七大疾病により入院をしたとき (三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金)	入院1日あたり <b>2,000</b> 円	入院1日あたり <b>4,000</b> 円	入院1日あたり <b>10,000</b> 円
手術	疾病・傷害により所定の手術を受けたとき (疾病・傷害手術保険金)	手術の種類に応じて1回あたり <b>2・4・8</b> 万円	手術の種類に応じて1回あたり <b>4・8・16</b> 万円	手術の種類に応じて1回あたり <b>10・20・40</b> 万円
	七大疾病により所定の手術を受けたとき (疾病手術保険金+三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金)	手術の種類に応じて1回あたり <b>4・8・16</b> 万円	手術の種類に応じて1回あたり <b>8・16・32</b> 万円	手術の種類に応じて1回あたり <b>20・40・80</b> 万円
介護	所定の要介護状態になったとき (介護保険金)	100万円 (1回限度)	100万円 (1回限度)	100万円 (1回限度)

- 「七大疾病」とは、「三大疾病」+「所定の生活習慣病」を指します。
- 「三大疾病」とは、「がん(上皮がんを含みます)」、急性心筋梗塞、脳卒中、「所定の生活習慣病」とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。

## 月額概算掛金(注意)入院のみプラン(生保部分)とセットで同日額にてご加入ください。

区分	年齢 (R7.8.1現在の保険年齢)	入院保険金		
		日額 <b>2,000</b> 円(M2コース)	日額 <b>4,000</b> 円(M4コース)	日額 <b>10,000</b> 円(M1コース)
本人 配偶者	18歳~20歳	230円	440円	1,070円
	21歳~25歳	240	450	1,120
	26歳~30歳	270	510	1,240
	31歳~35歳	280	530	1,300
	36歳~40歳	280	530	1,330
	41歳~45歳	310	580	1,410
	46歳~50歳	370	680	1,650
	51歳~55歳	600	1,110	2,660
	56歳~60歳	910	1,650	3,910
子ども	61歳~65歳	1,430	2,530	5,840
	66歳~69歳	2,200	3,730	8,280

- オプション(損保部分)のみのご加入はできません。入院のみプラン(生保部分)と同日額にてご加入ください。
- 配偶者だけの加入はできません。
- 子どもは加入できません。
- 糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき124日、通算して700日を限度とします。
- 三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
- 手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。
- 介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
- 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
- 【お取扱いできない事項の例】・保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)・保険期間の変更・掛金の払込方法の変更 など
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。
- オプション(損保部分)には配当金はありません。
- 保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- 掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 掛金はご登録いただいた口座より自動引去りいたします。(初回は8月分から)
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- 記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

この医療保険契約には下記の特約がセットされています。  
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P23、P24~25、28

既加入者  
専用

# 3 80歳継続コース

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付 団体無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

加入対象区分

本人 配偶者

## 意向確認【ご加入前のご確認】

80歳継続コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 既加入者専用の制度です。新規での加入は取扱いしておりません。

## 特長

- 申込手続きは告知書扱のため簡単です。
- 保険料率は80歳まで一定のため、若いときに加入すれば、お手頃な掛金で継続できます。配当金はありません。



※注1 グループ保険の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
 ※注2 80歳継続コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。  
 ●上記はグループ保険と80歳継続コースをセットしたものです。  
 ●グループ保険と80歳継続コースではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。  
 ●それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレット7~9、13~14、22、26ページをご参照ください。

## 保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

死亡・高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

100万円

200万円

300万円

400万円

《リビング・ニーズ特約》余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット26ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

## 加入資格

新規加入・増額時にご確認ください。

**本人** グループ保険にご加入の一般財団法人運輸振興協会の一般会員※で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満17歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(責任開始期(加入日)からご加入者が保険年齢80歳になられた直後の契約応当日の前日まで継続してご加入いただけます。)  
 ※国土交通省の運輸部門および気象部門に属する者

**配偶者** 本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方(責任開始期(加入日)からご加入者が保険年齢80歳になられた直後の契約応当日の前日まで継続してご加入いただけます。)(配偶者だけの加入はできません)

告知内容	本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
	配偶者	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	本人・配偶者共通	【過去12か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病	

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。  
 ※告知していただいていた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。  
 ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。  
 本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。  
 ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

## 月額掛金

年齢・性別により異なります。(新規加入の場合の掛金です。掛金は、割引額の変更により変動する場合がありますが保険料率は80歳まで一定です。)

《保険期間80歳満了、団体月払、保険金額100万円・200万円・300万円・400万円》(本人・配偶者)

年齢	100万円コース		200万円コース		300万円コース		400万円コース	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
18歳	659円	416円	1,238円	752円	1,817円	1,088円	2,396円	1,424円
19歳	670	422	1,260	764	1,850	1,106	2,440	1,448
20歳	681	428	1,282	776	1,883	1,124	2,484	1,472
21歳	694	433	1,308	786	1,922	1,139	2,536	1,492
22歳	705	440	1,330	800	1,955	1,160	2,580	1,520
23歳	718	446	1,356	812	1,994	1,178	2,632	1,544
24歳	731	453	1,382	826	2,033	1,199	2,684	1,572
25歳	745	459	1,410	838	2,075	1,217	2,740	1,596
26歳	760	467	1,440	854	2,120	1,241	2,800	1,628
27歳	774	474	1,468	868	2,162	1,262	2,856	1,656
28歳	790	482	1,500	884	2,210	1,286	2,920	1,688
29歳	806	490	1,532	900	2,258	1,310	2,984	1,720
30歳	822	498	1,564	916	2,306	1,334	3,048	1,752
31歳	840	507	1,600	934	2,360	1,361	3,120	1,788
32歳	858	516	1,636	952	2,414	1,388	3,192	1,824
33歳	878	525	1,676	970	2,474	1,415	3,272	1,860
34歳	898	535	1,716	990	2,534	1,445	3,352	1,900
35歳	918	545	1,756	1,010	2,594	1,475	3,432	1,940
36歳	941	554	1,802	1,028	2,663	1,502	3,524	1,976
37歳	963	565	1,846	1,050	2,729	1,535	3,612	2,020
38歳	987	577	1,894	1,074	2,801	1,571	3,708	2,068
39歳	1,012	587	1,944	1,094	2,876	1,601	3,808	2,108
40歳	1,038	599	1,996	1,118	2,954	1,637	3,912	2,156
41歳	1,065	611	2,050	1,142	3,035	1,673	4,020	2,204
42歳	1,093	624	2,106	1,168	3,119	1,712	4,132	2,256
43歳	1,124	638	2,168	1,196	3,212	1,754	4,256	2,312
44歳	1,154	652	2,228	1,224	3,302	1,796	4,376	2,368
45歳	1,187	667	2,294	1,254	3,401	1,841	4,508	2,428
46歳	1,221	681	2,362	1,282	3,503	1,883	4,644	2,484
47歳	1,257	697	2,434	1,314	3,611	1,931	4,788	2,548
48歳	1,295	713	2,510	1,346	3,725	1,979	4,940	2,612
49歳	1,335	730	2,590	1,380	3,845	2,030	5,100	2,680
50歳	1,376	747	2,672	1,414	3,968	2,081	5,264	2,748
51歳	1,420	765	2,760	1,450	4,100	2,135	5,440	2,820
52歳	1,465	784	2,850	1,488	4,235	2,192	5,620	2,896
53歳	1,513	803	2,946	1,526	4,379	2,249	5,812	2,972
54歳	1,564	823	3,048	1,566	4,532	2,309	6,016	3,052
55歳	1,617	846	3,154	1,612	4,691	2,378	6,228	3,144
56歳	1,674	868	3,268	1,656	4,862	2,444	6,456	3,232
57歳	1,733	892	3,386	1,704	5,039	2,516	6,692	3,328
58歳	1,797	917	3,514	1,754	5,231	2,591	6,948	3,428
59歳	1,864	944	3,648	1,808	5,432	2,672	7,216	3,536
60歳	1,935	973	3,790	1,866	5,645	2,759	7,500	3,652
61歳	2,003	1,001	3,926	1,922	5,849	2,843	7,772	3,764
62歳	2,077	1,030	4,074	1,980	6,071	2,930	8,068	3,880
63歳	2,153	1,061	4,226	2,042	6,299	3,023	8,372	4,004
64歳	2,235	1,094	4,390	2,108	6,545	3,122	8,700	4,136
65歳	2,321	1,131	4,562	2,182	6,803	3,233	9,044	4,284

※上記の掛金には、一律80円の制度運営費が含まれています。  
 ※本制度に加入するには「グループ保険」へ加入することが条件です。  
 ※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。  
 ※配偶者の加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳 = 令和7年9月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで  
 ※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。  
 ※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。  
 記載の掛金は総保険金額10億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。(既加入の方の掛金は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により掛金に変更になる場合があります。)  
 ※加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。  
 (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。  
 ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P26

既加入者  
専用

# 4 新・3大疾病保険

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

加入対象区分

本人 配偶者

## 意向確認【ご加入前のご確認】

新・3大疾病保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病（※）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。  
※（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）および悪性新生物（がん）
- 既加入者専用の制度です。新規での加入は取扱いしておりません。

▶ 加入対象区分：本人・配偶者

## 制度の必要性

- ①高額になりがちな医療費を、個人で加入している保険等の入院給付金だけで補うのは困難だと考えられます。
- ②また、長期にわたって治療費・療養期間が必要だと考えられます。
- ③よって、精神面にかかる負担も大きく、生活のリズムを守ることは困難だと考えられます。

新・3大疾病保険は、

- 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき一時金で**300万円** または**500万円** お支払いします。

	悪性新生物		急性心筋梗塞	脳梗塞
	胃	直腸		
1入院あたりの医療費	約99.4万円	約109.6万円	約191.3万円	約167.1万円

※出典(公社)全日本病院協会「診療アウトカム評価事業 2023年度医療費(重症度別)年間集計」  
※当該費用は医療費の総額で、窓口負担は保険等の適用により原則3割(負担割合は所得、年齢により異なる)となります  
※高額療養費制度などにより、自己負担額が軽減される場合があります

上記医療費の他に収入の減少等に備える必要があります



## 保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込保険金額	
		300万円	500万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金(※1)	300万円	500万円
7大疾病保障特約	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※1)	150万円	250万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※2)	30万円	50万円

(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

## ●保険金ごとの保障イメージ<お申込金額300万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	悪性新生物(がん) <sup>(※)</sup>	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>300万円</b>				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>150万円</b>				
特約 がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で <b>30万円</b>				
お支払事由ごとの保険金額合計	<b>300万円</b>	<b>480万円</b>	<b>450万円</b>	<b>150万円</b>	<b>30万円</b>

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項  
●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障特約のお支払いは、それぞれ1回のみです。  
●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障特約が支払われた場合に消滅します。  
●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## ●保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日(※)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 <sup>*1</sup>	
7大疾病保険金 <sup>*13</sup>	●悪性新生物(がん)	加入日(※)前を含めてはじめて <sup>*2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>*3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 <sup>*4</sup> ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(※)以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>*6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>*7</sup> を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(※)以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>*7</sup> を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(※)以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、糖尿病を発病 <sup>*5</sup> し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 <sup>*8</sup> を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日(※)以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、高血圧性疾患を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により高血圧性網膜症 <sup>*9</sup> であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(※)以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 <sup>*10</sup> を開始したとき	
●肝硬変	加入日(※)以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>*11</sup>		
がん・上皮内新生物保険金	加入日(※)前を含めてはじめて <sup>*12</sup> 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 <sup>*3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日(※)以後に発生した傷害または疾病 <sup>*5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき		

- \*1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款〔付表1〕対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり約款」をご覧ください。
- \*2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- \*3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることをいいます。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。
- \*4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部、食道などの部位で発生するがんを指し、または、乳房・膀胱・腎臓・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Tis」(膀胱・腎臓・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)は、お支払対象外です。
- \*5 疾病の発病(「発病」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含みます。
- \*6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の産業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- \*7 急性心筋梗塞または脳卒中に該当する特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- \*8 「インスリン療法」には、経口・注射にかかわらずインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ケース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり」特約7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ型)付表3をご覧ください)を示す状態。
- \*9 「人工透析療法」とは、血液透析法または膜透析法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- \*10 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認められます。
- \*11 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- \*12 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- \*13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 加入資格

新規加入・増額時にご確認ください。

本人

一般財団法人運輸振興協会の一般会員※で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満17歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(責任開始期(加入日)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで継続してご加入いただけます。)  
※国土交通省の運輸部門および気象部門に属する者

配偶者

本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年9月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方(責任開始期(加入日)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで継続してご加入いただけます。)(配偶者だけの加入はできません)

告知内容

本人	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通	【過去3か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
本人・配偶者共通	【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 (がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。
本人・配偶者共通	【現在までの健康状態】 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎臓、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。  
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。  
※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。  
※本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。  
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。  
※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。  
※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。  
※加入日(※)よりも前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日(※)以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象にはなりません。  
(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

# 特長

- 在職中から退職後も70歳まで保障を継続できます。
- 保険料率は70歳まで一定のため、若いときに加入すれば、お手頃な掛金で継続できます。

## 月額掛金

※年齢・性別により異なります。

〈保険期間70歳満了 集団扱月払 主契約保険金額300万円・500万円〉

(単位：円)

男 性						
申込保険金額	300万円			500万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
18歳	2,852	1,200	186	4,620	2,000	310
19歳	2,915	1,215	192	4,725	2,025	320
20歳	2,981	1,245	195	4,835	2,075	325
21歳	3,050	1,275	201	4,950	2,125	335
22歳	3,119	1,305	204	5,065	2,175	340
23歳	3,194	1,335	210	5,190	2,225	350
24歳	3,269	1,380	213	5,315	2,300	355
25歳	3,347	1,410	219	5,445	2,350	365
26歳	3,431	1,455	225	5,585	2,425	375
27歳	3,518	1,485	228	5,730	2,475	380
28歳	3,611	1,530	234	5,885	2,550	390
29歳	3,707	1,575	240	6,045	2,625	400
30歳	3,812	1,605	246	6,220	2,675	410
31歳	3,920	1,650	252	6,400	2,750	420
32歳	4,034	1,695	261	6,590	2,825	435
33歳	4,151	1,740	267	6,785	2,900	445
34歳	4,274	1,800	276	6,990	3,000	460
35歳	4,406	1,845	285	7,210	3,075	475
36歳	4,544	1,905	291	7,440	3,175	485
37歳	4,691	1,980	303	7,685	3,300	505
38歳	4,841	2,040	312	7,935	3,400	520
39歳	5,003	2,100	318	8,205	3,500	530
40歳	5,174	2,175	330	8,490	3,625	550
41歳	5,354	2,250	342	8,790	3,750	570
42歳	5,546	2,325	354	9,110	3,875	590
43歳	5,750	2,415	369	9,450	4,025	615
44歳	5,966	2,505	381	9,810	4,175	635
45歳	6,197	2,595	396	10,195	4,325	660
46歳	6,440	2,700	408	10,600	4,500	680
47歳	6,695	2,805	426	11,025	4,675	710
48歳	6,965	2,925	444	11,475	4,875	740
49歳	7,247	3,030	462	11,945	5,050	770
50歳	7,544	3,165	483	12,440	5,275	805
51歳	7,832	3,300	501	12,920	5,500	835
52歳	8,132	3,420	522	13,420	5,700	870
53歳	8,444	3,570	549	13,940	5,950	915
54歳	8,777	3,735	576	14,495	6,225	960
55歳	9,122	3,885	600	15,070	6,475	1,000
56歳	9,488	4,065	630	15,680	6,775	1,050
57歳	9,872	4,260	663	16,320	7,100	1,105
58歳	10,277	4,440	696	16,995	7,400	1,160
59歳	10,703	4,635	735	17,705	7,725	1,225
60歳	11,135	4,815	771	18,425	8,025	1,285
61歳	11,600	5,025	807	19,200	8,375	1,345
62歳	12,083	5,220	849	20,005	8,700	1,415
63歳	12,584	5,430	885	20,840	9,050	1,475
64歳	13,094	5,640	927	21,690	9,400	1,545
65歳	13,610	5,850	963	22,550	9,750	1,605

女 性						
申込保険金額	300万円			500万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
18歳	2,051	1,125	222	3,285	1,875	370
19歳	2,090	1,140	228	3,350	1,900	380
20歳	2,135	1,170	228	3,425	1,950	380
21歳	2,180	1,200	234	3,500	2,000	390
22歳	2,228	1,230	237	3,580	2,050	395
23歳	2,273	1,260	243	3,655	2,100	405
24歳	2,327	1,290	249	3,745	2,150	415
25歳	2,378	1,320	255	3,830	2,200	425
26歳	2,432	1,350	258	3,920	2,250	430
27歳	2,489	1,380	264	4,015	2,300	440
28歳	2,546	1,425	270	4,110	2,375	450
29歳	2,609	1,455	276	4,215	2,425	460
30歳	2,672	1,500	282	4,320	2,500	470
31歳	2,738	1,530	288	4,430	2,550	480
32歳	2,804	1,575	294	4,540	2,625	490
33歳	2,876	1,605	300	4,660	2,675	500
34歳	2,948	1,650	306	4,780	2,750	510
35歳	3,023	1,695	312	4,905	2,825	520
36歳	3,098	1,740	318	5,030	2,900	530
37歳	3,176	1,785	324	5,160	2,975	540
38歳	3,257	1,845	330	5,295	3,075	550
39歳	3,341	1,890	336	5,435	3,150	560
40歳	3,425	1,950	342	5,575	3,250	570
41歳	3,512	1,995	348	5,720	3,325	580
42歳	3,602	2,040	354	5,870	3,400	590
43歳	3,692	2,085	360	6,020	3,475	600
44歳	3,785	2,145	366	6,175	3,575	610
45歳	3,875	2,190	372	6,325	3,650	620
46歳	3,971	2,235	378	6,485	3,725	630
47歳	4,073	2,295	384	6,655	3,825	640
48歳	4,181	2,355	390	6,835	3,925	650
49歳	4,292	2,400	393	7,020	4,000	655
50歳	4,412	2,475	399	7,220	4,125	665
51歳	4,517	2,520	405	7,395	4,200	675
52歳	4,631	2,595	411	7,585	4,325	685
53歳	4,748	2,655	417	7,780	4,425	695
54歳	4,868	2,730	426	7,980	4,550	710
55歳	4,988	2,790	435	8,180	4,650	725
56歳	5,117	2,850	447	8,395	4,750	745
57歳	5,252	2,925	459	8,620	4,875	765
58歳	5,405	2,970	468	8,875	4,950	780
59歳	5,570	3,030	483	9,150	5,050	805
60歳	5,744	3,105	492	9,440	5,175	820
61歳	5,939	3,180	501	9,765	5,300	835
62歳	6,140	3,270	507	10,100	5,450	845
63歳	6,335	3,360	516	10,425	5,600	860
64歳	6,521	3,450	522	10,735	5,750	870
65歳	6,692	3,570	528	11,020	5,950	880

### 【ご注意】

- 上記の掛金には、一律200円の制度運営費が含まれています。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を含む)
- 配偶者の加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を含む)
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例) 保険年齢40歳＝令和7年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 掛金は退職時の個人扱いへの変更等により変動する場合があります。
- この制度の掛金は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。
- 記載の掛金は主契約の総保険金額が10億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なる場合は、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。(既加入の方の掛金は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により掛金が変わる場合があります。)
- 既加入の主契約および特約の保険料は上記に関わらず、ご加入(付加)時の年齢および保険料率が適用されます。
- 加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- (※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 本人および配偶者の死亡・保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入(増額)時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

# 共通取扱事項（現職用・退職者用）

## MEMO

### 保 険 期 間

〈グループ保険〉〈新・医療保険〉  
1年間（令和7年8月1日～令和8年7月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。  
〈80歳継続コース〉  
令和7年9月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢80歳になられた直後の契約応当日の前日まで  
〈新・3大疾病保険〉  
令和7年9月1日からご加入者（被保険者）が70歳になられた直後の契約応当日の前日まで（ただし、年齢は保険年齢です。）  
※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。  
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

### 掛 金 の 払 込

・掛金をご登録いただいた口座より毎月27日（土・日の場合は翌営業日）に自動引去りいたします。  
・更新後の掛金は令和7年8月27日が初回となります。（80歳継続コース、新・3大疾病保険は令和7年9月27日が初回）

### 申 込 方 法

〈グループ保険〉  
所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既加入者の方は全員申込書をご提出ください。万一、申込書の提出のない場合は、脱退として取り扱います。  
〈新・医療保険〉  
所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。  
〈80歳継続コース〉〈新・3大疾病保険〉  
所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

### 配 当 金 ・ 解 約 返 れ い 金

〈グループ保険〉〈新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）〉  
この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しする仕組みになっています。なお、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。80歳継続コース、新・3大疾病保険については配当金はありません。  
〈80歳継続コース〉〈新・3大疾病保険〉  
この制度は保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。  
〈新・医療保険 オプション（損保部分）〉  
この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

### 年 金 の お 取 り 扱 い に つ い て

〈グループ保険〉  
**1. 年金の種類と型** ・年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。（通増型確定年金です。）  
・基本年金額は毎年、通増いたします。（通増率単利3%）  
**2. 配当金** ・年金支払開始後の配当金は、増加年金の増分に充当します。  
**3. 年金受取人** ・保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。  
・支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。  
**4. 年金のお支払い** ・年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。  
・年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。  
・年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。  
**5. 年金払の対象となる保険金** ・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお支払いできません。

### 継 続 加 入 の 取 扱 い

〈グループ保険〉  
一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし今年度は、申込書の提出がない場合は、自動脱退となりますのでご注意ください。なお、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。  
〈新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）〉〈新・医療保険 オプション（損保部分）〉  
一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。  
なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

### 自 動 更 新 の 取 扱 い

〈80歳継続コース〉〈新・3大疾病保険〉  
ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。  
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

### 税 法 上 の 取 扱 い

〈グループ保険〉〈新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）〉  
・保険料（掛金一制度運営費）の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。  
・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。  
・ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、  
・本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。  
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。  
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。  
・高度障害保険金、入院給付金は非課税です。  
・本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。  
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、  
・毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。  
$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$
  
なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。  
〈新・医療保険 オプション（損保部分）〉  
保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害手術保険金に対する部分の保険料を除きます。入院保険金・手術保険金・介護保険金は非課税です。

### 脱 退 の お 取 り 扱 い に つ い て

〈グループ保険〉〈新・医療保険〉  
・1年ごとの制度のため、期間途中での脱退は原則お取り扱いしておりません。毎年の更新時のみ脱退のお取り扱いをいたします。  
・退職の方も、期間途中での脱退は原則お取り扱いしておりません。  
〈80歳継続コース〉  
80歳満期の制度のため、期間途中での脱退は原則お取り扱いしておりません。毎年のPR時のみ脱退のお取り扱いをいたします。  
〈新・3大疾病保険〉  
70歳満期の制度のため、期間途中での脱退は原則お取り扱いしておりません。毎年のPR時のみ脱退のお取り扱いをいたします。

税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

**保険会社からのお願い・ご注意**

〈保険金・給付金のご請求について〉  
 ●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。  
 ●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。  
 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認められたときには医療機関等へ事実の確認に向う場合があります。  
 〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉  
 ●ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。  
 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。  
 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。  
 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

**ご契約の詳細**

このパンフレットに記載の事項については、契約当日である令和7年9月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について（解除・免責等）」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

〈グループ保険〉〈新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）〉  
 相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

〈80歳継続コース〉〈新・3大疾病保険〉  
 当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっております。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

グループ保険、80歳継続コース、新・3大疾病保険、新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）は生命保険会社と締結した年金払特約付子ども特約付団体定期保険契約、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型）契約、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約、短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）契約に基づき運営します。

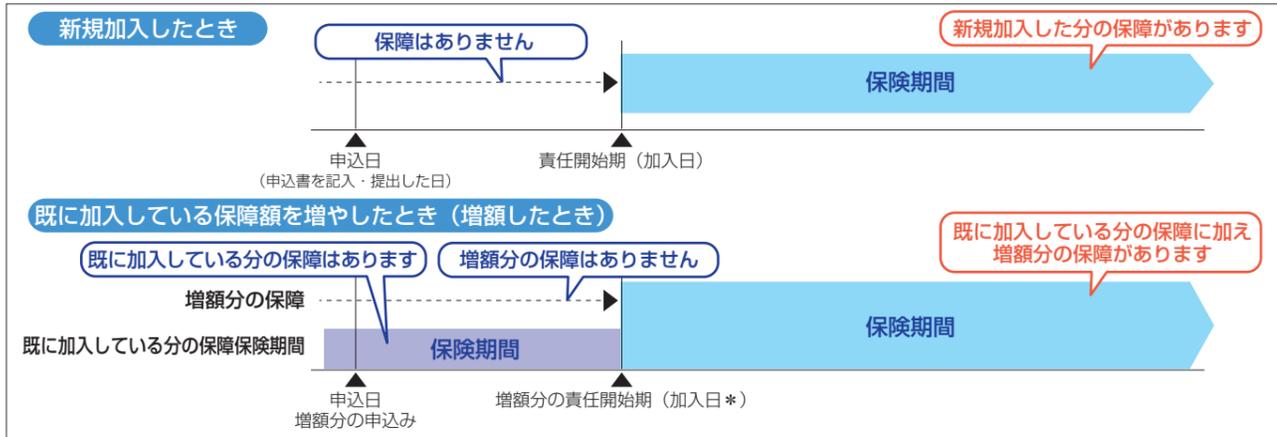
新・医療保険オプション（損保部分）は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

〈グループ保険〉  
 [引受会社] 明治安田生命保険相互会社（事務幹事）、大樹生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、アクサ生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、住友生命保険相互会社、第一生命保険株式会社  
 〈80歳継続コース〉〈新・3大疾病保険〉  
 [引受会社] 明治安田生命保険相互会社 公法人第一部 法人営業第四部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 TEL 03-6259-0030

〈新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）〉 〈新・医療保険 オプション（損保部分）〉  
 [引受会社] 明治安田生命保険相互会社 [引受損害保険会社] 明治安田損害保険株式会社  
 [取扱代理店] 株式会社 運輸福泉会 TEL：03-3221-8434  
 明治安田ライフプランセンター TEL：03-5952-1061  
 明治安田生命保険相互会社 TEL：03-6259-0030

**責任開始期(加入日\*)について**

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期（加入日）といいます。以下の通り、責任開始期（加入日\*）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日\*）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日\*）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、お支払いはできません。

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

〈グループ保険、新・医療保険、80歳継続コース、新・3大疾病保険の場合〉  
 ◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。  
 〈グループ保険〉〈80歳継続コース〉〈新・3大疾病保険〉〈新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）〉

**個人情報に関する取扱いについて** **〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉**  
 当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報〈氏名、性別、生年月日、健康状態等〉(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「グループ保険」			
<p><b>保険金の支払い</b></p>	<p>●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。                  ●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50px; vertical-align: top;"> <p>高度障害状態とは</p> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	<p>高度障害状態とは</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
<p>高度障害状態とは</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>		
<p><b>お支払いできない場合について(解除・免責等)</b></p>	<p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>) をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p> <p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき (告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとすることがあります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について             <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③戦争その他の変乱によるとき (ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul> </li> <li>2. 高度障害保険金について             <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の故意によるとき</li> <li>②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③戦争その他の変乱によるとき (ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul> </li> </ol>		

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※詳細は約款の規定によります。

「新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）」

給付内容	給付種類	給付事由	給付内容
給付内容	入院給付金	加入日（*）以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。  
 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。  
 ●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

**<入院について>**  
 ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。  
 (1) 加入日（\*）以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。  
 (注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日（\*）前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日（\*）から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日（\*）以後の原因によるものとみなします。  
 (2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含む）による治療（柔道整復師による施術を含む）が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとする。  
 (注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。  
 (3) 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。  
 ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）  
 ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設  
 ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。  
 ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。  
 ●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。  
 (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき  
 (2) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき  
 ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。  
 ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。  
 ●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。  
 ●薬物依存（モルヒネ、コカイン中毒等）、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。

**<入院給付金>**  
 ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。  
 ●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。（すでお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）  
 ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき  
 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき  
 ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。）  
 ●契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき  
 ●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

**お支払いできない場合について（解除・免責等）**

**1. 入院給付金について**  
 ① 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失  
 ② その被保険者の犯罪行為  
 ③ その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故  
 ④ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故  
 ⑤ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故  
 ⑥ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故  
 ⑦ その被保険者の薬物依存  
 ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

**2. 死亡保険金について**  
 ① その被保険者についての加入日（\*）から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心身喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。）  
 ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき  
 ③ 戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。  
 当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。  
 医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。  
 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。  
 当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社が定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。  
**【登録事項】**  
 (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別  
 (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））  
 (3) 治療給付率  
 (4) 入院給付金日額  
 (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名  
 (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）  
 (7) 契約日  
 その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。  
 ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

(\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

「新・医療保険 オプション（損保部分）」

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物（がん・上皮内がん）	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物
	7. 乳房の悪性新生物
	8. 女性生殖器の悪性新生物
	9. 男性生殖器の悪性新生物
	10. 腎尿路の悪性新生物
急性心筋梗塞	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物
	16. 上皮内新生物
	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症
	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	19. 急性心筋梗塞
	20. 再発性心筋梗塞
21. 急性心筋梗塞の続発合併症	
脳卒中	22. くも膜下出血
	23. 脳内出血
	24. 脳梗塞
	25. くも膜下出血の続発・後遺症
	26. 脳内出血の続発・後遺症
	27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1.糸球体疾患 2.腎尿管間質性疾患 3.腎不全 4.尿路結石症 5.腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患

●介護保険金における所要介護状態は次のとおりです。  
 ① 公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合  
 ② 保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 食事 (ロ) 排せつ (ハ) 入浴 (ニ) 衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 歩行 (ロ) 食事 (ハ) 排せつ (ニ) 入浴 (ホ) 衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱し、たいていいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 徘徊をする、または迷子になる。 (ロ) 過食、拒食または異食をする。 (ハ) 所かまわず排せつをする、または排便等の不潔行為をする。 (ニ) 乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ) 興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ) 火の不始末をする。 (ト) 物を盗む、またははむやみに物を集める。

<p><b>保険金をお支払いできない場合</b></p>	<p>●入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合（三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除きます。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>② 被保険者の犯罪行為</li> <li>③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</li> <li>④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>⑤ 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故</li> <li>⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>⑦ 被保険者の薬物依存（傷害手術保険金を除きます。）</li> <li>⑧ 地震、噴火または津波</li> <li>⑨ 戦争その他の変乱</li> </ol> <p>ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。</p> <p>●介護保険金をお支払いできない主な場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③ 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故</li> <li>④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。</li> </ol> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。</p> <p>&lt;重大事由による解除について&gt;          保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>・入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。</p> <p>・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません。（注）</p> <p>ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。（注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。</p> <p>・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額</li> <li>②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額</li> </ol> <p>・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。</p> <p>・被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。</p> <p>・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（ばってい抜釘術）や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。</p> <p>・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。</p> <p>・保険金受取人は被保険者本人になります。</p> <p>・介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払いいただきます。</p> <p>・詳細は約款の規定によります。</p> <p>お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（<a href="https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/">https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/</a>）をご覧ください。</p>
<p><b>保険金のご請求</b></p>	<p>保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p> <p>&lt;代理請求制度について&gt;</p> <p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</li> <li>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</li> <li>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</li> </ol> <p>または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

<p><b>「80歳継続コース」</b></p>							
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1751 195 2881 321"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol> </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol>				
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol>						
<p><b>お支払いできない場合について(解除・免責等)</b></p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>①加入日(※)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>②契約者の故意によるとき</li> <li>③死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> <li>2. 高度障害保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>②契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>③被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> </ol>						
<p><b>リビング・ニース特約</b></p>	<p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。</li> <li>●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。</li> <li>●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断される時」に該当しません。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合</li> <li>(2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合</li> </ol> </li> </ul> <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。</li> <li>●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。</li> <li>●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。</li> <li>●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。</li> </ul> <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。</li> </ul> <p>【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>(2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき</li> <li>(3)戦争その他の変乱によるとき</li> </ol> </li> <li>●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。</li> </ul>						
<p><b>代理請求特約[Y]について</b></p>	<p>代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気で寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>2. 被保険者の直系血族</li> <li>3. 被保険者の兄弟姉妹</li> <li>4. 被保険者の3親等内の親族</li> <li>5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。</li> <li>7. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)、被保険者と同居している方</li> <li>イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)</li> </ol> <p>●保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者が被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>●保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>						
<p><b>ご契約の詳細</b></p>	<p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。</p> <p>「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。</p> <p>【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】</p> <table border="0"> <tr> <td>●お申込の撤回(クーリング・オフ)について</td> <td>●解約と返金について</td> <td>●健康状態等の告知義務について</td> </tr> <tr> <td>●契約内容の変更等について</td> <td>●保険金等をお支払いできない場合について</td> <td>●「生命保険契約者保護機構」について</td> </tr> </table> <p>【お取扱できない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険期間中の保障額の増額・減額はできません</li> <li>●保険期間の変更はできません</li> <li>●保険料の払込方法の変更はできません</li> </ul>	●お申込の撤回(クーリング・オフ)について	●解約と返金について	●健康状態等の告知義務について	●契約内容の変更等について	●保険金等をお支払いできない場合について	●「生命保険契約者保護機構」について
●お申込の撤回(クーリング・オフ)について	●解約と返金について	●健康状態等の告知義務について					
●契約内容の変更等について	●保険金等をお支払いできない場合について	●「生命保険契約者保護機構」について					

(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、(新)年払の口座振替扱に変更、または退職時等に保険料の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は保険料の割引制度の適用がなくなりますので、保険料が高くなる場合があります。\*この保険には満期保険金はありません。 \*この保険には自動振替貸付制度はありません。 \*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

## 損害保険商品のお取り扱いについて

### 新・医療保険 オプション(損保部分)

#### <契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※)明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

#### 「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

### <告知の大切さに関するご案内>

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出てください。告知義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。  
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

●新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

### 「新・3大疾病保険」

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。  
高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 言語またはしゃく機能を全く永久に失ったとき
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

●引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

#### お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)  
●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき  
●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合  
●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき  
●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)  
●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき  
1. 死亡保険金について  
①加入日(※)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)  
②契約者の故意によるとき  
③契約者の故意によるとき  
④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)  
2. 高度障害保険金について  
①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき  
②契約者の故意または重大な過失によるとき  
③被保険者の故意または重大な過失によるとき  
④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

#### 代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。  
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
7. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)、被保険者と同居している方
4. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

\*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。  
\*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。  
保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。  
ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。  
指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「ごそのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

#### リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】  
●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。  
●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。  
●余命6か月以内とはご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】  
●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者が1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。  
●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。  
●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。  
●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。  
【お支払金額について】  
●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払します。

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】  
●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。  
(1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき  
(2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき  
(3) 戦争その他の変乱によるとき  
●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

#### ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。  
【ご契約のしおり 約款】は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。  
【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】  
●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について  
●契約内容の変更等について ●保険金等をお支払いできない場合について ●「生命保険契約者保護機構」について  
【お取扱できない事項の例】  
●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更はできません ●保険料の払込方法の変更はできません

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。  
保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、(新)年払の口座振替扱いに変更、または退職時等に保険料の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は保険料の割引制度の適用がなくなりますので、保険料が高くなる場合があります。  
※この保険には満期保険金はありません。 ※この保険には自動振替貸付制度はありません。  
※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。  
※引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険（年金払特約付こども特約付団体定期保険）  
 新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）（短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型））  
 80歳継続コース（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型））  
 新・3大疾病保険（7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型））

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### 2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ保険	P6	P20	P5	P22
新・医療保険 入院のみプラン (生保部分)	P12		P9・11	P23
80歳 継続コース	P13		P13	P26
新・3大疾病 保険	P16		P15	P16・27

### 3 配当金

グループ保険、新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。  
 80歳継続コース、新・3大疾病保険は、配当金はありません。

### 4 脱退による返戻金

グループ保険、新・医療保険 入院のみプラン（生保部分）は、脱退（解約）による返戻金はありません。  
 80歳継続コース、新・3大疾病保険は、保険期間中に脱退（解約）された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

### 5 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社  
 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、グループ保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日\*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

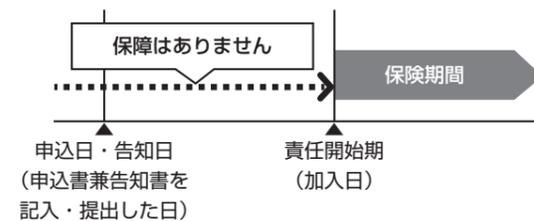
### 2 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### 3 責任開始期（加入日\*）

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日\*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日\*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

#### 新規加入の例

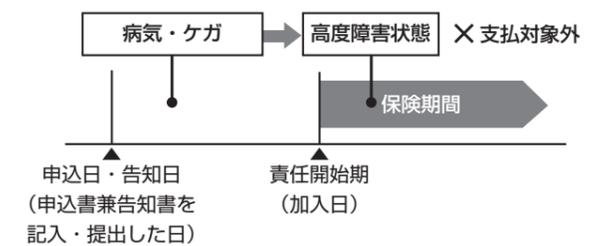


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 4 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期（加入日\*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

#### 高度障害保険金の例



- 責任開始期（加入日\*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 新・3大疾病保険について、責任開始期（加入日\*）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合や責任開始期（加入日\*）からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物（がん）」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。  
 グループ保険 **P22**、  
 新・医療保険 入院のみプラン（生保部分） **P23**、  
 80歳継続コース **P26**、  
 新・3大疾病保険 **P16・27**

### 5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

### 6 ご照会・ご相談窓口

#### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
 明治安田生命保険相互会社  
 公法人第一部法人営業第四部  
 ご照会窓口 03-6259-0030  
 受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

## 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・  
年始は除く)9:00~17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 80歳継続コース、新・3大疾病保険については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

# 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

新・医療保険 オプション(損保部分) (医療保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み  
企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)  
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
新・医療保険 オプション (損保部分)	P11	P20	P10・12	P24

- ※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。
  - ※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。
- ③ 満期返れい金・配当金  
この保険には、満期返れい金・配当金はありません。
  - ④ 脱退による返れい金  
この保険には、脱退による返れい金はありません。

## ⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社  
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1  
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)  
この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
- ② 告知義務・通知義務等  
(1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)  
健康状態について  
お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、健康状態については十分ご注意ください。  
(2) お申込後にご注意いただきたいこと  
被保険者による保険契約の解除請求について  
新・医療保険 オプション(損保部分)では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。
- ③ 責任開始期  
保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。
- ④ 保険金をお支払いできない主な場合  
■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。  
■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。  
新・医療保険 オプション(損保部分) **P25**

次ページへ

